

第484回（臨時）福崎町議会会議録

令和元年5月10日（金）
午前9時30分開会

1. 令和元年5月10日、第484回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	竹本繁夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

1. 説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	公営企業管理者	近藤博之
教 育 長	高寄十郎	会計管理者	小幡伸一
技 監	吉栖雅人	企画財政課長	吉田利彦
総務課長	山下健介	地域振興課長	松田清彦
税務課長	尾崎俊也	健康福祉課長	三木雅人
住民生活課長	谷岡周和	まちづくり課長	福永聡一
農林振興課長	松岡伸泰	学校教育課長	大塚謙一
上下水道課長	成田邦造		
社会教育課長	大塚久典		

1. 議事日程

- 第 1 補欠選挙当選議員の議席指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 7 議案第33号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第34号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 9 議案第35号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 質疑
- 第11 討論・採決
- 追加第1 議長辞職の件

- 追加第2 議長の選挙
- 追加第3 副議長辞職の件
- 追加第4 副議長の選挙
- 追加第5 議席の指定
- 追加第6 常任委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員の選任
- 追加第7 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第9 中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 追加第10 くれさか環境事務組合議会議員の選挙
- 追加第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 補欠選挙当選議員の議席指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 7 議案第33号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第34号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第 9 議案第35号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 質疑
- 第11 討論・採決
- 追加第1 議長辞職の件
- 追加第2 議長の選挙
- 追加第3 副議長辞職の件
- 追加第4 副議長の選挙
- 追加第5 議席の指定
- 追加第6 常任委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員の選任
- 追加第7 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議会議員の選挙
- 追加第9 中播農業共済事務組合議会議員の選挙
- 追加第10 くれさか環境事務組合議会議員の選挙
- 追加第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

1. 議案件名

- 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第33号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 議案第35号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第36号 監査委員の選任

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第484回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑が濃さをます季節となつてまいりました。議員各位におかれましては、早朝よりご参集賜り、まことにありがとうございます。

ここで、去る3月30日に、前福崎町長橋本省三様のご逝去なされたことに対しまして、福崎町議会として、深く哀悼の意を表しますとともに、ご生前のご功績に敬意を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

会議に入ります前に、去る4月21日に執行されました町長選挙及び議員補欠選挙におきまして、当選の栄を得られました尾崎吉晴町長、竹本繁夫議員に対しまして、福崎町議会を代表いたしまして一言お祝いの言葉を申し上げます。

ご承知のとおり、昨今の地方自治を取り巻く諸情勢は極めて厳しい状況下であり、福崎町におきましても数多くの課題が山積しております。尾崎町長におかれましては、福崎町政の執行責任者として大変なご苦勞があらうと思っておりますが、これまで培ってきた経験を礎に、第5次総合計画に掲げる福崎町のまちづくりのため、一層のご活躍を祈念いたします。

また、当選の栄を得られました竹本議員におかれましてもまことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げます。福崎町の発展と住民福祉のためにご精励いただきますよう、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

以上、簡単粗辞ではございますが、お祝いの言葉といたします。

それでは、竹本議員からご挨拶をいただきたいと思っております。

竹本議員、どうぞ。

竹本繁夫議員 おはようございます。

先ほど、議長から紹介していただきました。福崎町の議会議員の補欠選挙において議席を得ることができました。本当にありがとうございます。

私は、この議席を得ることができたことによって、これから福崎町のため、また、福崎町の発展のために地域福祉を考えていくことにしていきたいと、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、議員各位の皆さん、また理事者の皆さん、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶とさせていただきます。

これからもよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、議案第31号から議案第35号までの議案5件であります。議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適正妥当な結論を得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましてもご協力をお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。

定足数に達しております。

よって、第484回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

それでは、これより本日の会議に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 補欠選挙当選議員の議席指定

議長 日程第1は、補欠選挙当選議員の議席指定であります。会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。
よって、竹本繁夫議員の議席を9番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長 日程第2は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
7番、木村いづみ議員
10番、冨田昭市議員
以上の両議員をお願いいたします。

日程第3 会期の決定

議長 日程第3は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会においてご協議いただきましたとおり、本日1日としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日といたします。

日程第4 諸報告

議長 日程第4は、諸報告であります。
第483回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

3月29日、姫路港旅客船ターミナルにおいて、姫路港開港60周年記念事業オープニングセレモニーが開かれ、議長及び副議長が出席いたしました。

4月4日、文化センターにおいて、老人大学神崎・福寿学園開校式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。

4月6日、第1グラウンド駐車場周辺において、第13回民俗辻広場まつり及び観桜会が開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

4月28日、第6回ふくさきマラソンが開催され、議長が出席いたしました。

5月1日、たんば田園交響ホールにおいて、丹波篠山市誕生並びに市制20周年記念式典が開催され、議長が出席いたしました。

同じく、5月1日、八千種小学校において、八千種・大貫地域活性化推進事業が開催され、議長が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議 長 以上で議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）についてから、議案第35号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてまでの5件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆さん、おはようございます。

第484回福崎町議会臨時会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新緑が目まぶしい、いつもどおりのすがすがしい季節を迎えています。

しかしながら、橋本町長が逝去されるという、誰も想像していなかった悲しい出来事が起こりました。この緊急事態に、町政を停滞させることはできない、町政の継続性が今は一番大事だ、との多くの町民の皆様の声を受け、私は町長選挙への立候補を決意いたしました。

この選挙は、橋本町政の3年3カ月を評価していただく選挙になると考えていましたので、当選できたことを大変うれしく思っています。ご支援をいただきました町民の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、町長としての重責に身が引き締まる思いでございます。

私は、橋本町長から大きな財産を引き継いでいます。それは、第5次総合計画後期基本計画であります。この計画は、今年3月に策定し、議会の承認を得たもので、向こう5年間の町の進むべき方針を示しています。私は、この計画を着実に堅実に進めていきたいと思っております。

総合計画の基本理念は、自立のまちづくりを基本に参画と協働により調和のとれたまちづくりを進めることです。私は、そのためにも公平・公正で住みよいまちづくりを目指していきます。性別の違い、障がいのあるなし、立場の違いなどにかかわらない公平・公正な行政を進めてまいります。そのことが、住民の皆様から信頼される行政につながると思うからであります。

選挙中は、詳しくお話しすることができなかつたのですが、私の思いの一端を述べさせていただきます。

近年は、少子高齢化、人口減少や自然災害の多発など日本の社会全体が経験したことのないような課題に直面しています。福崎町におきましても、これらの時代の変化への対応が必要となっております。

福崎町は町制施行から60年余りがたちますが、教育、文化、福祉を大切にしてきました。まずはこの原点を忘れないように町政を進めていきたいと思っております。子どもたちが伸び伸びと育ち、若い世代がはつらつと働き、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

2点目は、自然災害への備えの必要性です。地球環境の変化による影響が顕著になり、自然災害の多い時代になってまいりました。特に、台風や、ゲリラ豪雨は、必ず毎年発生しますし、規模も大きくなっています。これらに対応する公共下水の雨水幹線整備などを進め、安全・安心を確かなものにしてまいります。

3点目は、駅周辺整備事業はほぼ完成しましたが、これからは駅周辺や町全体のにぎわいづくりの取り組みが必要だと感じています。それには、駅前と辻川の観光交流センターを核としたおもてなし体制の充実や駅へのアクセス道路の整備、駅前への商業施設の誘致が必要であると考えています。

このような観点を踏まえて、活力あふれる住みよいまちづくりに向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

また、このたびの町議会議員補欠選挙では、竹本繁夫さんが当選をされました。おめでとうございます。行政と議会が果たすべき役割は違いますが、お互いに緊張関係を保ちながら、住民の幸せのために自治体運営に当たっていききたいと思えます。

さて、本日の議会には、議案5件を提案しています。

福崎町町税条例等の一部改正、福崎町国民健康保険税条例等の一部改正は、地方税等の一部を改正する法律が3月末に成立・公布されたため、議会を開く時間がなく、専決処分させていただき、その承認を求めるものです。

福崎町介護保険条例の一部改正は、介護保険法施行令等の改正により、低所得者の保険料軽減強化を行うものです。

損害賠償の額を定め和解することについては、平成26年9月に発生した道路管理瑕疵による事故の人身分の損害賠償額が定まったので、議会の議決を求めるものです。

一般会計補正予算（第1号）は、その損害賠償額に係るものでございます。

詳しい内容については各担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求めることがございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第 5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議 長 日程第5、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について及び日程第6、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

税 務 課 長 議案第31号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、ご説明いたします。

今回の改正は、平成30年12月に閣議決定された平成31年度税制改正の大綱に基づく地方税法や同法施行規則など上位法令の改正に基づくものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

さて、今回の条例改正は、消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化と軽自動車税、グリーン化特例の見直しといったところを中心となっておりますが、どちらかと言えば、ふだんの年に比べて改正点の少ないものとなっております。

議案第31号資料1ページに、主な改正点の概要をお示ししていますので、簡単に説明させていただきます。

なお、本件は、平成31年3月31日に専決処分したものであります。したが

いまして、平成31年5月以降の元号であっても平成と表記しております。また、資料につきましても、条例本文に合わせて平成と表記しています。ご了承ください。

それでは、議案第31号資料1ページをお開きください。

左側半分は個人住民税関係の、右側半分は軽自動車税関係の概要資料をお示ししています。

1点目は、住宅ローン控除の見直しです。消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅ローン控除の控除期間を現行の10年間から3年間延長して13年間とします。延長した3年間では、消費税率引き上げ分の2%に着目して、建物購入価格の2%相当額を3年間で3分の2ずつ控除して、増税分を相殺するような形で需要変動の平準化を図ります。

2点目は、ふるさと応援寄附金の見直しです。返礼品の返礼割合を3割以下とすることや、地場産品とすることなどに適合する団体への寄附のみを制度の対象とする改正は、上位法令である地方税法によって規定されました。

条例では、地方団体に対する寄附金を特例控除対象寄附金に改めるなど、地方税法の改正に基づく文言の改正や法令参照箇所の条・項・号・番号のずれの補正を行います。

3点目は、未婚のひとり親の非課税措置です。現行の個人住民税の非課税措置の範囲は、1、障害者、2、未成年者、3、寡婦または寡夫で、前年の所得条件を満たす者が対象となっていますが、ここに事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けている者に対する非課税措置を新しく創設します。

ページ右側は、軽自動車税関係の改正です。

1点目は、軽自動車税環境性能割の見直しです。平成31年10月1日から平成32年9月30日までの1年間の間に取得した自家用の乗用車の環境性能割の税率を、左側の税率から、それぞれ1%ずつ軽減するもので、消費税の引き上げ2%のうち1%分をここで軽減するというような形で需要変動の平準化を図ります。

2点目は、軽自動車税グリーン化特例の見直しです。特に環境性能が高い自動車等に対するグリーン化特例の恒久的な見直しを行います。平成33年4月以降取得する車両のグリーン化特例は、電気自動車等に限られることとなります。ガソリンハイブリッド車など、特に環境性能の高いガソリン車として現在は特例の対象となっているものも軽減の対象から外れます。

以上の説明のほか、法制上の文法や用語の整備など幾つかの文言の整理も同時に行います。

資料2ページ以降には、条例新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

次に、議案第32号、専決処分の承認を求めること（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、ご説明いたします。

議案第31号と同様に、この改正も平成31年度税制改正の大綱に基づく地方税法や同法施行規則など上位法令の改正に基づくものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第32号、資料1ページをごらんください。

高所得者層の負担を増やし、これを原資として低所得者層の負担を軽減するという趣旨で、賦課限度額と軽減基準所得額の改正がここ数年全く同じように続いていました。今年も賦課限度額も軽減基準所得額もどちらもの改正となります。

1点目は、課税限度額の引き上げです。改正前、改正後とも上段のグラフに点線吹き出しでお示ししています課税限度額で下線を引いていますように、基礎課税分、すなわち通常の医療保険分で58万円を61万円に3万円増額します。後期高齢者支援分と介護納付分については、変更はございません。

2点目は、5割、2割軽減世帯の拡充です。低所得者に対する軽減措置の拡充は、5割軽減、2割軽減についての基準額を引き上げることにより、対象となる世帯を増やそうとするものです。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、現行33万円プラス27.5万円掛ける世帯主を含めた被保険者数プラス特定同一世帯所属者数としている基準額を、33万円プラス28万円掛ける世帯主を含めた被保険者数プラス特定同一世帯所属者数に、1人当たり5,000円増額します。

また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、現行33万円プラス50万円掛ける被保険者数プラス特定同一世帯所属者数としている基準額を、33万円プラス51万円掛ける被保険者数プラス特定同一世帯所属者数に、1人当たり1万円増額します。

次に、議案資料2ページをお開きください。

旧被扶養者減免制度の見直しです。平成20年度の後期高齢者医療制度の発足当時からある制度です。被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該者の被扶養者であった配偶者が国民健康保険の被保険者となり、新たに保険料を負担することとなることに対する激変緩和措置でした。この激変緩和措置は、条例の本則では2年間としながらも、附則において当分の間、これを継続するという規定になっていましたが、これを均等割、平等割に限り、本則どおり2年間に戻すものです。所得割については、当分の間、減免を継続します。

議案資料3ページは、国民健康保険運営協議会への諮問書及びその答申書です。

なお、今回の条例改正では、税率の改正はございません。

資料4ページ以降に、条例新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

これら、議案第31号及び議案第32号は、地方税法の一部を改正する法律が国会において平成31年3月末に成立、同法施行規則と合わせて公布されたのに伴い、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことをご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第31号及び第32号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

日程第7 議案第33号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長 次に、日程第7、議案第33号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

健康福祉課長 議案第33号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第33号資料1ページをお願いいたします。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する

政令の一部を改正する政令、及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が、平成31年4月1日から施行されたため、福崎町介護保険条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行っております。平成30年度につきましては、第一段階の被保険者の保険料について、保険料基準額に乗じる割合を0.5から0.45としています。今回は、10月以降の消費税率引き上げによる財源を手当てとして、低所得者の保険料軽減をさらに強化するための改正です。令和元年度の保険料の計算方法は、介護保険の賦課は年度単位であることを踏まえ、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定することとし、令和元年度は保険料基準額に表の黒枠内にお示しをしております各段階の割合を乗じた額となります。

資料2 ページ試算表案をお願いいたします。

左端、保険料段階の第5段階が保険料基準額となります。下線でお示しをしておりますが、第1段階につきましては、平成30年度保険料年額3万1,200円から令和元年度2万6,000円で5,200円の減、第2段階は4万5,000円から3万9,800円で5,200円の減、第3段階は5万2,000円から5万200円で1,800円の減となります。第2段階の軽減幅は、第8期事業計画への影響等を考慮し、令和2年度における上限を0.5と設定いたしております。

資料3 ページをごらんいただきますと、第7期事業計画におけます国と福崎町の段階設定の比較表をお示ししておりますので、参考としてください。

次に、資料4 ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

第2条第1項から第5項までの規定中、平成32年度を令和2年度に改めます。第6項中平成30年度を令和元年度に、平成32年度を令和2年度に、また、3万1,200円を2万6,000円に改めます。あわせまして、第7項と第8項を加えます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の福崎町介護保険条例の規定は平成31年4月1日から適用いたします。

また、経過措置として、改正後の福崎町介護保険条例第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることといたします。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第8 議案第34号 損害賠償の額を定め和解することについて

議長 次に、日程第8、議案第34号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 議案第34号、損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明を申し上げます。

この件は、道路管理瑕疵による損害のうち、人身の損害に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号資料に事故発生場所位置図、事故発生状況の略図をお示ししておりますので、ご参照ください。

事故の発生は平成26年9月3日、午後9時50分ごろでございます。事故の

発生場所は福崎町大貫 2 8 6 3 番 5 2 地先で、相手側は議案にお示ししておりますとおりに町内在住の男性でございます。

事故の概要は、町道東部工業団地 1 号線を走行中のスポーツタイプの自転車が、町道を横断しております水路の鋼製水路蓋、約 2 センチのすき間に前輪タイヤが食い込んだことでタイヤがロックされ、急停止した自転車から運転者が前方に投げ出され負傷したものでございます。

議案の特記事項のところにお示ししておりますが、自転車等の物損分につきましては賠償済みで、平成 2 7 年 4 月開催の臨時議会において専決処分の報告をさせていただきます。

この男性は、事故によるけがの治療やリハビリのため、毎月 1 回程度通院をされておりました。約 4 年半の間、ほぼ毎月お出会いをいたしまして治療等の状況を確認しておりました。このたび後遺障害が 1 4 級で症状が固定したため、これまでの治療費、けがに対する慰謝料、後遺障害に対する慰謝料、逸失利益を合わせまして 2 9 5 万 3, 6 6 8 円の損害賠償の額を定め和解をしようとするものでございます。

以上、議案第 3 4 号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第 9 議案第 3 5 号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について

議 長 次に、日程第 9、議案第 3 5 号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます

企画財政課長 議案第 3 5 号について、ご説明申し上げます。

予算の総則の第 1 条、元号の表示に、元号を改める政令の施行に伴い、平成 3 1 年度福崎町一般会計予算全体における元号の表示について令和に統一する旨を明示しております。

補正内容ですが、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 0 万円を追加し、補正後の予算の総額を 8 2 億 1, 1 0 0 万円とするものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきますので、まず、歳出の 3 ページ、4 ページをお開きください。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第 3 5 号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第 1 0 質疑

議 長 日程第 1 0 は、議案に対する質疑であります。

それでは、議案第 3 1 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例等の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 3 2 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第33号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第34号、損害賠償の額を定め和解することについて、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第35号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

日程11 討論・採決

議 長 日程第11は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第31号から議案第35号までの5議案については、委員会付託を省略し本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第31号から議案第35号までについては、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第31号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町町税条例等の一部を改正する条例)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
議案第31号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町町税条例等の一部を改正する条例)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例)に対する討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
議案第32号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 3 2 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 3 3 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
議案第 3 3 号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 3 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 3 4 号、損害賠償の額を定め和解することについて、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
議案第 3 4 号、損害賠償の額を定め和解することについて、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 3 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 3 5 号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第 1 号)について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
議案第 3 5 号、令和元年度福崎町一般会計補正予算(第 1 号)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 3 5 号については、原案のとおり可決することに決定しました。
以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は終了いたしました。
ここで、暫時休憩をいたします。

◇

休憩 午前 1 0 時 1 4 分

再開 午前 1 0 時 1 7 分

◇

追加日程第 1 議長辞職の件

副 議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
この際、ご報告申し上げます、お諮りいたします。

先刻、高井國年議員より本日付で議長辞職願が、私、副議長宛てに提出されました。

お諮りいたします。

高井國年議員の議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

よって、高井國年議員の議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

地方自治法第108条の規定により高井國年議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

よって、高井國年議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、高井議員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

高井國年議員 大変、貴重な時間をお借りしまして、皆様方に一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

平成29年5月1日、第472回臨時会において福崎町議会議長という要職に就任して以来、議員各位の温かいご支援によりまして、本日まで大過なく、その職務を無事果たすことができました。

議員各位並びに町長を初め理事者の皆様方には、多大なご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

この間、議長という重責のもと、町民の皆様の負託に応え、議会として機能と責任を十分に果たすべく、議員各位のご協力、ご支援を賜りながら、住民福祉向上、町政発展に誠心誠意取り組んでまいりました。

地方議会は、今、そのあり方が改めて問われており、私たち議会議員は広く住民の負託に応えられるよう、さらに一層、議会改革を精力的に進めなければなりません。

私も一議員として議長・議長会での経験を生かし、今後も町政発展のために力を尽くすことを申し上げまして、お礼のご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

副議長 高井議員、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

なお、理事者の皆様には、恐れ入りますが、しばらくの間、退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(理事者退席)

◇

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

◇

追加日程第2 議長の選挙

副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、重ねてお諮りいたします。

ただいま、高井國年議員の議長辞職に伴い、欠員となりました議長の選挙を本日の日程に追加し行うこととしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を本日の日程に追加して行うことに決定いたしました。

これから、議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、福崎町議会基本条例第3条第6号の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民にわかりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。

あらかじめ2名の議員から所信表明の申し出がありました。

所信表明の順序を決定するくじを行います。くじは、1番と2番の2本があります。

くじを引く順序は、所信表明の申し出をされた順序として、1番のくじを引いた議員から順に所信表明を行っていただきます。

準備のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

◇

副議長 それでは、会議を再開いたします。

申し出の順に氏名を読み上げますので、くじをお引き願います。

城谷英之議員。

北山孝彦議員。

くじの結果、所信表明の順序は、1番目、城谷英之議員、2番目、北山孝彦議員と決定いたしました。

それでは、城谷英之議員から所信表明を行います。

城谷英之議員 このたび、福崎町議会議長選に立候補したく、所信表明をさせていただきます。

議会に上がらせていただいてから、福崎町のために、町民の皆様と、そして皆様にご協力をいただきながら7年6カ月、副議長として2年、私なりに精いっぱい議員活動に取り組んでまいりました。

議会と行政は、車の両輪と言いますが、同じ方向に進んでいくのがベストなあり方だという例えだと思いますが、双方が仲よくしていくことが問題なくスムーズな町政が運営できるように聞こえますが、果たしてそうでしょうか。私は、それだけではないと考えます。

このことを考える上で、地方自治体議会の役割を再確認しなければならないと思います。二元代表制である議会の役割は大きいものがあります。行政機関、議会がお互いに対等・並列に立ち、チェック・アンド・バランスの民主的關係を構築していくことが大切だと考えます。

福崎町第5次総合計画を進めていく中、子育て支援、これからの地域の福祉のあり方、課題がたくさんあります。議会は、車の両輪の関係だけではなく、緊張感を持った機関として、もっともっと議論をして、ときにはブレーキになり、ときにはアクセルになり、それが福崎町発展の大きな鍵だと思っております。

町民の皆さんの代表として、また議会の代表として自覚を持ち、議会人として努めてまいりますので、どうか議員皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、所信表明とさせていただきます。

副議長 次に、北山孝彦議員。

北山孝彦議員 福崎町議会議長選挙の立候補に当たり、議長選挙の所信を述べさせていただきます。

議員各位と力を合わせ、福崎町発展のため、町民生活の向上のために努力をしてみたいと思います。

議会の役割は重要であり、予算の審査、その適否、承認、緊急性、必要性などチェック機能を発揮して、本町の発展に皆さんとともに力を合わせ、つなげていきたいと念じております。

議会活性化に努め、町民の代弁者として政策提言、政策提案に反映していきたいと思っております。

これから、少子高齢化、増え続ける社会保障費等、変化する社会情勢に対応すべく、政策提言を立案し、実行に移し、町民の負託に応えるという姿勢で臨みたいと思っております。少数意見に耳を傾け、中立公平な議会運営をしていきたいと思っております。民主主義の原則は、多数決であります。少数意見の中にもきらりと光るすばらしい意見も数多くあります。議員間の議論を高め、集約できれば、いい結果が出てくるのではないかと、そのように感じております。

そして、議会の力を十分に発揮するために、このたびの議長選に立候補する決意をいたしました。どうか、議員の皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

副議長 では、休憩をとりたいと思っております。再開は、10時50分をお願いいたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時48分

◇

副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、議員の皆様申し上げます。

ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推薦による方法とがありますが、いずれの方法にするべきかお諮りをいたします。

(「投票」の声あり)

副議長 ただいま投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は投票によるものと決定いたしました。

準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時49分

再開 午前10時51分

◇

副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、選挙の方法が決定しましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

副 議 長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
次に、立会人を指名します。
議会規則第32条第2項の規定により、立会人に
1番、松岡秀人議員
11番、小林 博議員
以上、両議員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。
よって、立会人に
1番、松岡秀人議員
11番、小林 博議員
両名を指名することに決定いたしました。
以上の議員、よろしく願いいたします。
では、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

副 議 長 「異常なし」と認めます。
ただいまから投票を行います。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。
事務局長の点呼に応じ、記載台において、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。
なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱に投函し、席へ帰っていただく方法で、お願いいたします。
それでは事務局長、点呼を命じます。

事 務 局 長 それでは、命によりまして点呼をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議席順に申し上げます。

1番、松岡秀人議員
2番、柴田幹夫議員
3番、三輪一朝議員
4番、北山孝彦議員
5番、前川裕量議員
6番、河嶋重一郎議員
7番、木村いづみ議員
8番、山口 純議員
9番、竹本繁夫議員
10番、富田昭市議員
11番、小林 博議員
12番、石野光市議員
13番、城谷英之議員
14番、高井國年議員

副 議 長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

副 議 長 投票漏れなしと認めます。
よって、投票の終了を宣告いたします。

投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

副 議 長 これより開票を行います。

1 番、松岡秀人議員

1 1 番、小林 博議員

開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

副 議 長 それでは、選挙の結果を発表します。

投票総数 1 4 票。

うち、有効投票 1 4 票。

無効投票ゼロ。

有効投票のうち、

北山孝彦議員 8 票

城谷英之議員 6 票

以上のとおりです。

法定得票数は有効投票数の 4 分の 1 となりますので、この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、北山孝彦議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

副 議 長 ただいま議長に当選された北山孝彦議員が議場におられます。

会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

これより、新議長の挨拶を受け、議事運営を代わらせていただきます。

北山孝彦議長、議長席へお着き願います。

(副議長退席、新議長、議長席に着く)

新 議 長 高い席からではございますが、皆様一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の格別のご理解とご支援によりまして、福崎町議会の議長にご推挙を賜り、身の引き締まる思いでございます。

元号が、平成から令和へと変わり、新しい時代の幕あけに、重責ではありますが、議員各位のご協力、ご支援をいただきながら、円滑な議会運営に努めていく所存でございます。

本町議会は、平成 2 5 年に議会基本条例、平成 2 7 年に議会議員政治倫理条例を制定しております。これは、議会及び議員の責務を明確にし、町民の皆様の負託に応える議会であることを改めて誓ったものであります。

今後とも、議会が町政の意思決定機関また監視する機関としての役割を果たすために、提言、提案の充実とチェック機能の強化を図ってまいります所存であります。

最後に、本日まで円滑な議会運営に努めていただいた前議長のご功績とご苦勞に対し、心から敬意と感謝の念を表しまして、まことに簡単粗辞で、その意を尽くせませんが、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前 1 1 時 1 6 分

再開 午前 1 1 時 1 9 分

◇

追加日程第3 副議長辞職の件

新 議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
この際、ご報告申し上げます、お諮りいたします。
先刻、城谷英之議員より本日付で副議長辞職願が、議長宛てに提出されました。
お諮りいたします。
城谷議員の副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、城谷議員の副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。
地方自治法第108条の規定により、城谷英之議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、城谷英之議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。
ここで、城谷議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
城谷英之議員 先ほどは、ふなれな議長選挙の運営にもかかわりませず、各議員皆様のご協力をいただき、無事終了することができました。まことにありがとうございました。

平成29年度5月1日第472回臨時議会において、皆様のご推挙により副議長の大任を仰せつかりまして以来、高井議長のもとで議会の活性化や町民福祉の向上に微力ではありますが、全力で努めてまいりました。この間、皆様方には温かいご指導とご協力を賜りましたことを、改めて深くお礼を申し上げます。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。尾崎町長を初め理事者、職員の皆様のご協力に対し、心から感謝を申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

新 議 長 城谷議員、ありがとうございました。

追加日程第4 副議長の選挙

新 議 長 この際、重ねてお諮りいたします。
ただいま、副議長の辞職に伴い、欠員となりました副議長の選挙を本日の日程に追加して行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、副議長の選挙を本日の日程に追加して行うことに決定いたしました。
これから、副議長志願者の所信表明を行います。
この所信表明は福崎町議会基本条例第3条第6号の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民にわかりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものです。

あらかじめ2名の議員から所信表明の申し出がありました。

ここで、複数の議員から申し出がありますので、所信表明の順序を決定するくじを行います。くじは1番と2番の2本があります。

くじを引く順序は、所信表明の申し出をされた順序とし、1番のくじを引いた議員から順に所信表明を行っていただきます。

準備のために、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

◇

新 議 長 それでは、会議を再開いたします。

申し出の順に氏名を読み上げますので、くじをお引き願います。

前川裕量議員。

河嶋重一郎議員。

くじの結果、所信表明の順序は、1番目、河嶋重一郎議員、2番目、前川裕量議員と決しました。

それでは、河嶋重一郎議員から所信表明を行います。

河嶋重一郎議員 このたび、福崎町議会副議長選に立候補させていただきます河嶋重一郎でございます。

1期目の若輩ではございますが、福崎町発展のために一生懸命頑張ります。先輩議員のご協力を得ながら、議長を補佐し、福崎町が今以上に発展するため、また、町民の皆様が住んでよかった、住みたい町にと思っていただけるように、また、議会については、町当局と協力しながら、緊張感を持って福崎町議会が目指す開かれた議会づくりと公平・公正・透明な議会運営に資するよう、努力いたします。

以上の思いを持って、立候補させていただきますので、議員皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、所信表明とさせていただきます。

新 議 長 次に、前川裕量議員から所信表明を行います。

前川裕量議員 私、前川裕量は、このたび副議長選挙の立候補に際し、所信を述べさせていただきます。

私たち福崎町議会では、議会基本条例において、町民の信頼に応える議会、町民と協働する議会を実現し、もって町民の福祉の向上及び町政の発展に寄与するとうたっております。私は、この議会基本条例を重視し、実現に向け、微力ながらも進めてまいります。

また、新しい時代に合った議会改革が求められております。私は、皆様とともに歴史・伝統を守りつつも進めていかなければならないと思っております。

どうか、議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

新 議 長 ここで、議員の皆様申し上げます。

ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご了承願います。

これより、副議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推薦による方法とがありますが、いずれの方法ですべきかお諮りいたします。

(「投票」の声あり)

新 議 長 ただいま投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、副議長選挙の方法は投票によることと決定いたしました。
準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前 11 時 31 分

再開 午前 11 時 32 分

◇

新 議 長 引き続き、会議を再開いたします。
先ほど、選挙の方法が決定いたしましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

新 議 長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
次に、立会人を指名します。
議会規則第32条第2項の規定により、立会人に
2番、柴田幹夫議員
12番、石野光市議員
以上の両議員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、立会人に
2番、柴田幹夫議員
12番、石野光市議員
の両議員を指名することに決定いたしました。
以上の議員、よろしく願いいたします。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

新 議 長 「異常なし」と認めます。
ただいまから投票を行います。
念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。
事務局長の点呼に応じて、記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。
なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱に投函し、席へ帰っていただく方法でお願いします。
それでは事務局長に、点呼を命じます。

事 務 局 長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしくお願い申し上げます。
議席順に申し上げます。

- 1番、松岡秀人議員
- 2番、柴田幹夫議員
- 3番、三輪一朝議員
- 4番、北山孝彦議員
- 5番、前川裕量議員
- 6番、河嶋重一郎議員
- 7番、木村いづみ議員
- 8番、山口 純議員
- 9番、竹本繁夫議員

10番、富田昭市議員
11番、小林博議員
12番、石野光市議員
13番、城谷英之議員
14番、高井國年議員

新 議 長 投票漏れはありませんか。
(「ありません」の声あり)

新 議 長 投票漏れなしと認めます。
よって、投票の終了を宣告いたします。
投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。
(投票箱閉鎖)

新 議 長 これより開票を行います。
2番、柴田幹夫議員
12番、石野光市議員
開票の立ち会いをお願いいたします。
(開 票)

新 議 長 それでは選挙の結果を報告いたします。
投票総数14票。
うち、有効投票14票。
無効投票ゼロ票。
有効投票のうち、
河嶋重一郎議員7票
前川裕量議員7票
以上のおりです。
法定得票数は有効投票数の4分の1となりますので、この選挙の法定得票数は4票であります。
法定得票数を上回る得票数を得られました河嶋議員と前川議員が同数となっていますので、当選人を、地方自治法により準用する公職選挙法第95条に基づき、当選人をくじで決定いたします。
くじは、まず、予備抽せんとして、くじを引く順番を決めるくじを引いていただき、くじを引く順番を決めた後、本抽せん、当選人を決定するくじを引いていただきます。くじは1番と2番の2本があります。予備抽せんでは、1番のくじを引いた議員から本抽せんを引いていただきます。その後の本抽せんでは、1番を引いた議員を当選人とします。
それでは、河嶋議員と前川議員、前にお願いします。
予備抽せんを行います。いずれかの議員からくじを引いてください。
予備抽せんの結果、本抽せんの順序は1番目、河嶋議員、2番目、前川議員と決まりました。
本抽せんを行います。
1番目、河嶋議員、くじを引いてください。
2番目、前川議員、くじを引いてください。
くじの結果、前川議員が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

新 議 長 ただいま副議長に当選されました前川裕量議員が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ただいま、当選されました副議長からの就任のご挨拶を受けたいと思います。
副議長、演壇へどうぞ。

新 副 議 長 　ただいま、皆様のご承認をいただきまして、副議長の任をさせていただきます前川裕量でございます。

何分、まだまだ若輩者でございます。皆様方のご理解、またご協力をいただきますようお願い申し上げ、また、これから2年間、議長をしっかりと補佐し、頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

新 議 長 　休憩いたします。

なお、13時から全員協議会を開催いたしますので、第1委員会室にご参集くださいようお願いいたします。

◇

休憩　午後　0時00分

再開　午後　2時53分

◇

新 議 長 　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの議長選挙で議長に就任することになりました北山でございます。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております追加議事日程を本日の日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

新 議 長 　異議なしと認めます。

よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第5　議席の指定

新 議 長 　次の日程は、議席の指定であります。

お諮りいたします。

議席を変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

新 議 長 　異議なしと認めます。

よって、会議規則第4条の規定により、議長が議席の指定をいたします。

1番、河嶋重一郎議員

2番、松岡秀人議員

3番、三輪一朝議員

4番、山口　純議員

5番、小林　博議員

6番、石野光市議員

7番、木村いづみ議員

8番、竹本繁夫議員

9番、柴田幹夫議員

10番、富田昭市議員

11番、高井國年議員

12番、城谷英之議員

13番、前川裕量議員

14番、北山。

以上のように議席を決定いたしました。

追加日程第6 常任委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員の選任

新 議 長 次の日程は、各常任委員会委員、特別委員会委員及び議会運営委員会委員の選任です。

委員会条例第7条第4項により、議長が議会に諮って指名することになっております。

ただいまから指名いたします。

総務文教常任委員会の委員は、松岡議員、石野議員、高井議員、前川議員、山口議員、木村議員、城谷議員。

民生まちづくり常任委員会の委員は、河嶋議員、小林議員、柴田議員、私、北山、三輪議員、竹本議員、富田議員。

議会広報常任委員会の委員は、松岡議員、石野議員、柴田議員、三輪議員、竹本議員、城谷議員。

福崎駅周辺整備対策特別委員会の委員は、河嶋議員、三輪議員、小林議員、木村議員、柴田議員、高井議員、前川議員、松岡議員、山口議員、石野議員、竹本議員、富田議員、城谷議員。

ごみ処理計画検討特別委員会の委員は、河嶋議員、三輪議員、小林議員、木村議員、柴田議員、高井議員、前川議員、松岡議員、山口議員、石野議員、竹本議員、富田議員、城谷議員。

議会運営委員会の委員は、河嶋議員、小林議員、富田議員、山口議員、木村議員、高井議員。

以上であります。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり、それぞれ常任委員会委員、特別委員会委員、及び議会運営委員会委員に選任することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

次に、各常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、山口議員、副委員長、木村議員。

民生まちづくり常任委員会委員長、小林議員、副委員長、竹本議員。

議会広報常任委員会委員長、石野議員、副委員長、三輪議員。
福崎駅周辺整備対策特別委員会委員長、小林議員、副委員長、城谷議員。
ごみ処理計画検討特別委員会委員長、前川議員、副委員長、山口議員。
議会運営委員会委員長、富田議員、副委員長、山口議員。
以上の各議員が委員会において互選されましたので、報告いたします。
暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 3時00分
再開 午後 3時01分

◇

追加日程第7 中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次の日程は、中播衛生施設事務組合議会議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになって
おります。
この議員は2名であります。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の
方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、こ
れにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは、指名をいたします。
中播衛生施設事務組合議員に木村議員、三輪議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま、議長において指名いたしました木村議員、三輪議員を中播衛生施設
事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播衛生施設事務組合議員に木村
議員、三輪議員が当選されました。
ただいま当選されました木村議員、三輪議員が議場におられますので、本席か
ら会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙

新 議 長 次の日程は、姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになって
おります。

この議員は3名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名をいたします。

姫路福崎斎苑施設事務組合議員に、高井議員、富田議員、松岡議員を推薦いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高井議員、富田議員、松岡議員を姫路福崎斎苑施設事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、姫路福崎斎苑施設事務組合議員に高井議員、富田議員、松岡議員が当選されました。

ただいま当選されました高井議員、富田議員、松岡議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第9 中播農業共済事務組合議員の選挙

新 議 長 次の日程は、中播農業共済事務組合議員の選挙であります。

組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。

この議員は2名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名をいたします。

中播農業共済事務組合議員に、河嶋議員、城谷議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました河嶋議員、城谷議員を中播農業共済事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播農業共済事務組合議員に河嶋議員、城谷議員が当選されました。

ただいま当選されました河嶋議員、城谷議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第10 くれさか環境事務組合議員の選挙

新 議 長 次の日程は、くれさか環境事務組合議員の選挙です。

組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。

この議員は3名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名をいたします。

くれさか環境事務組合議員に、石野議員、柴田議員、竹本議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました石野議員、柴田議員、竹本議員をくれさか環境事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、くれさか環境事務組合議員に石野議員、柴田議員、竹本議員が当選されました。

ただいま当選されました石野議員、柴田議員、竹本議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

新 議 長 この際お諮りいたします。

議事日程の追加でございます。

議案第36号、監査委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題と

したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第36号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時10分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象となりますので、
河嶋議員の退席をお願いします。

(河嶋重一郎議員退席)

新 議 長 それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。
町 長 新しい議会の体制が整いまして、これから、町と議会の協力のもと、町政運営
を進めてまいることになりました。これからも、これまで同様、ご協力賜ります
よう、よろしくお願い申し上げます。

さて、議案第36号、監査委員の選任について、提案をさせていただきます。
氏名は河嶋重一郎さんです。この方につきましては、後ほど、総務課長が説明
いたしますけれども、人格高潔で見識がすぐれておられますので、福崎町の監査
委員として活躍していただけることは大変ありがたいと思い、提案しております。
ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

新 議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。
それでは、議案第36号、監査委員の選任について、本案に対する詳細なる説
明を担当課長に求めます。

総 務 課 長 議案第36号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。
本案件は、人事案件で、地方自治法第196条第1項並びに福崎町監査委員条
例第1条に基づき、町長が議会の同意を得て選任するものでございます。
先ほど、町長が提案説明をいたしましたとおり、前任者から退職願が提出され、
同法第198条の規定により町長が退職の承認をいたしまして、新たに監査委員
の選任を提案するものでございます。

住所は福崎町東田原2297番地1、氏名は河嶋重一郎、生年月日は昭和22
年12月11日、現在71歳でございます。

監査委員の職務は、同法第202条の規定により条例に委任され、福崎町監査
委員に関する条例で定められております。

ご承知のように、定期監査、臨時、随時監査、決算審査及び例月出納検査等
により、町の事務事業の執行管理、財務管理、その他行政運営の全般にわたり監査
するものでございます。

委員の任期につきましては、地方自治法第197条の規定によりまして、議会
議員の場合は議員の任期によるものとなっております。

地方自治法に基づき町長が委員を選任するに当たり、要件である議会の同意を
求めるものでございますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案
説明とさせていただきます。

新 議 長 議案第36号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第36号、監査委員の選任について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

新 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
ここで、お諮りいたします。
ただいま上程中の追加議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定に従いまして、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、本会議において即決することに決定いたしました。
これより討論・採決に入ります。
議案第36号、監査委員の選任についてに対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

新 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第36号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立を願います。

(起立多数)

新 議 長 起立多数であります。
よって、議案第36号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時16分

◇

(河嶋重一郎議員入室)

新 議 長 会議を再開いたします。
以上で、本臨時会に付議されました議案の審議等、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、本臨時会を閉会することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、第484回福崎町議会臨時会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、早朝よりご参集を賜り、町長から提案のあった議案に対し、慎重審議を賜り、適正妥当なる結論づけをいただき、ありがとうございました。
また、正・副議長選を初め委員会構成など議員各位のお力添え、また、ご協力によりまして無事閉会することができました。本当にありがとうございました。
今後とも、皆様方のご協力を得て、福崎町議会のますますの発展のため、微力ながら頑張りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
最後に町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町 長 第484回福崎町議会臨時会を閉じるに当たりまして、一言、お礼とご挨拶を申し上げます。
追加しました議案を含めて全て可決していただきまして、まことにありがとうございました。
また、今臨時会では、重要な内容であります議会の人事の選挙も行われました。

新しい体制が決まりましたことを大変うれしく思っています。議会は、新体制がスタートされます。私どももできるだけ早い時期に新体制を構築して、行政と議会が両輪となって活力にあふれる住みよいまちづくりを進めていきたいと思っております。

6月になりますと定例議会が始まります。農繁期を迎え、大変お忙しい時期にもなりますが、お元気で出席していただきますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

新 議 長 ありがとうございます。

これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時19分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和元年5月10日

福崎町議会前議長 高 井 國 年

福崎町議会議長 北 山 孝 彦

福崎町議会議員 木 村 いづみ

福崎町議会議員 富 田 昭 市